

# 共謀罪、市民対象の余地

## 会社法など27罪名が判明

「共謀罪」と趣旨が同じ「テロ等準備罪」を創設する「テロ等準備罪」を創設する組織犯罪処罰法改正案で処罰対象となる二百七十七の罪名が、法案全文で明らかになった。対象犯罪には、組織的殺人や人身売買、マネーロンダリング（資金洗浄）などの組織犯罪だけでなく、組織的暴力業務妨害や会社法など、一般市民が対象となる余地がある罪も含まれていることが判明した。

過去の答弁との整合性や根拠も不明確だ。今後は個別罪名について対象とするこの是非が議論となりそうだ。二百七十七の対象犯罪は政府が与党に説明する資料として作成した資料では「テロの実行」「薬物」など五つに分類されているが、法案では分類されていない。対象犯罪に含まれるのは、通貨・公文書の偽造、人身売買、組織的殺人（組織犯罪処罰法）、爆発物取締罰則など。一方で、労働基準法、金融商品取引法、

文化財保護法、会社法など必要性や関連が明確でない罪や、組織的暴力業務妨害や組織的強要（いずれも組織犯罪処罰法）、消費税法（偽りにより消費税を免れる行為）、背任など一般市民が対象となる余地が排除できない罪もある。例えば、基地建設に反対する市民団体が工事車両を止めようと座り込みを決めた場合には、組織的暴力業務妨害が目的の組織的犯罪集団に性質が一変したと捜査機関の裁量次第で認定さ

市民団体が組織的犯罪集団と恣意的に判断される恐れ

① 抗議行動  
② 座り込み  
③ 合意  
④ 途中でやめても罪

れてしまふ懸念がある。立命館大の淵野真生教授（刑事訴訟法）は「一般市民も犯し得るような犯罪が含まれる限りは、組織的犯罪集団のみが処罰されるといふことにはならない」と

「共謀罪」と趣旨が同じ「テロ等準備罪」を創設する組織犯罪処罰法改正案に「テロ」の文言が全くないことが、法案全文で判明した。日本はテロ防止関連条約を13本締結、現行法でも国際テロを共謀や準備段階で処罰できる法律もある。新たな共謀罪法案は本当にテロ対策なのか。（岡本太）

## 消えた「テロ」かすむ趣旨

日本でも国際テロ対策は行われている。ハイジャックや爆弾テロ、核テロリズムなどテロ防止関連条約を十三本締結し、対応する国内法を整備して犯人の処罰や引き渡しができるよう国際社会と連携している。現行法では、殺人目的で凶器や毒物を用意して下見をするなどの準備行為が処罰され、爆発物使用には共謀罪もある。化学兵器製造やハイジャック、サリンなどの製造・輸入、放射性物質を発散させて人の生命に危険を生じさせる行為なども準備行為が処罰される。

- 日本が締結しているテロ防止関連13条約
- ▼航空機内の犯罪防止条約（東京条約）
  - ▼ハイジャック防止条約（ハーグ条約）
  - ▼民間航空不法行為防止条約（モントリオール条約）
  - ▼外交官等保護条約
  - ▼人質行為防止条約
  - ▼核物質防護条約
  - ▼空港不法暴力行為防止議定書
  - ▼海洋航行不法行為防止条約
  - ▼大陸棚プラットフォーム不法行為防止議定書
  - ▼プラスチック爆弾探知条約
  - ▼爆弾テロ防止条約
  - ▼テロ資金供与防止条約
  - ▼核テロリズム防止条約

政府は、共謀罪創設の必要性について東京五輪・パリンピックに向けたテロ対策を強調。板橋功・公共政策調査会研究センター長は「共謀罪を整備して、国際組織犯罪防止条約を締結することにより、国際的信頼を得れば、情報交換などテロ対策の面でプラスになる」と評価する。しかし今回の法案には「テロ」の文言は一切なく、目的は「国連の国際組織犯罪防止条約を実施するため」と規定されている。法務省幹部は取材に「処罰すべき対象犯罪を選び、適用に必要な要件を規定してテロ対策の面でプラスになる」と評価する。

指摘。「テロ組織のような集団だけが関与する犯罪は、爆弾や薬品テロ、ハイジャックなど限られる。それらもほとんどは現行法で対処できる」と立法の必要性がないことを強調した。これに対し、青山学院大学院の新倉修教授（国際刑事法）は「テロ対策だとはっきりさせるなら定義を書き込むべきだ。組織犯罪防止条約はテロ集団ということは何も言っていないのに、国内法にテロという言葉を用いるのは、罪を伴った明記する条約との関係が説明するのが難しくなるので、曖昧になっているのだろ」との見方を示す。板橋氏は、政府が「テロ等準備罪」の呼び名を使っている点について「テロ対策と言えば、信頼を得られる」と考えたのかもしれない」と述べた。共謀罪があれば、テロ対策になるのか。日本弁護士連合会共謀罪法案対策本部事務局長の山下幸夫弁護士は「共謀罪のある米國や参加国のあるフランスでテロが起きている。格差対策など、テロの原因をなくす社会づくりが大事で、罪を作れば解決するわけではない」と指摘。「捜査機関にとって計画段階での情報収集は極めて難しい。これを機に、通信傍受の拡大や室内傍受の導入を狙っているのかもしれない」と懸念する。

2/1  
杉

# 自公からも疑問、懸念

## 与党法案審査始まる

自民党法務部会は二十八

日、「共謀罪」の趣旨を盛り込んだ組織犯罪処罰法改正案の審査を始めた。

法案が処罰対象を組織的犯罪集団としている点について、出席議員が過去の大学生による集団強姦事件を念頭に「部屋を借り、女性に酒を飲ませて犯罪をするサークルは対象になり、警察がチェックするの

か」と質問。談合事件を巡っても「疑われる会社はこごとく（捜査の）対象か」と処罰対象がはっきりしない点に疑問を示し

た。

法案が処罰条件にしている「準備行為」についても、別の議員が「（条文には）『物品の手配、下見その他』と書いてある。どこまでが準備行為なのか」と、範囲のあいまいさに懸念を示した。

対象犯罪が絞り込まれたことに関しては「（多くの犯罪が）外れた理由をはっきりしてほしい」「以前は過大な、人権を侵害するものだったのかと国会で追及される」と困惑する声も漏れた。「史跡名勝天然記念物の滅失」や商標権侵害などを対象とした理由を問う議員もいた。

公明党の政調全体会議も

二十八日に同法案の審査を開始。政府が国際組織犯罪防止条約を批准するためには、同法案の成立が必要だとしている点について「現行の国内法だけでも批准できるのではないか」との意見が示された。

自民党の竹下巨国対委員長は記者会見で、三月十日の閣議決定に間に合うよう

に党内審査を終える考えを強調。二階俊博幹事長は「当然、今国会で成立させる」と明言した。

一方、公明党の山口那津男代表は記者会見で「スケジュールありきでなく、国民の納得が得られるように議論するのが与党の役目だ」と述べた。

（大杉はるか）